

静岡県地域防災活動知事褒賞に関する実施要領

(趣旨)

第1 この実施要領は、静岡県地域防災活動知事褒賞に関する要綱（以下「要綱」という。）第7の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(表彰基準)

第2 要綱第3の表彰基準について次のように定める。

(1) 自主防災組織の部

① 次の各号に該当する場合は、「市町村長表彰の受賞」に準ずるものとみなす。

ア 自主防災活動に関する功績について、市町村自主防災組織連合会長表彰等、市町村長表彰に準ずる表彰を受賞している場合

イ 自主防災活動に係る市町村長表彰規定が未整備で、かつ、前項の準用規定による表彰の慣行のない市町村長からの推薦があり、その活動状況が功績顕著で、市町村長表彰の受賞に準ずると危機管理部長が認める場合

② 「県が奨励・指導する施策」とは、次の各号に掲げる事項等をさす。

ア 防災計画を定めていること。

イ 総合防災訓練、地域防災訓練、防災研修会及び防災資機材点検・操作等の日常的活動を計画に基づき実施していること。この場合、方法・参加人員・状況等を考慮する。

ウ 次の台帳等を定期的に見直し、常に活用できる状況に整備していること。

(ア) 自主防災組織台帳

(イ) 世帯台帳

(ウ) 災害時要援護者台帳（要介護者台帳）

(エ) 人材台帳

(オ) 自主防災地図等

(カ) 避難生活計画書

エ 次に掲げる家庭における防災対策等を積極的に指導していること。

(ア) 家屋の耐震診断

(イ) 家具の転倒防止

(ウ) ブロック塀の点検・補強等

(2) 自主防災組織役員の部

- ① 要綱にいう「これに準ずる者」とは、市町の委嘱行為が無くても自主防災組織で選任し、実質的に活動している者をいう。
- ② 次の各号に該当する場合は、「市町村長表彰の受賞」に準ずるものとみなす。
 - ア 自主防災活動に関する功績について、市町村自主防災組織連合会長表彰等、市町村長表彰に準ずる表彰を受賞している場合
 - イ 自主防災活動に係る市町村長表彰規定が未整備で、かつ、前項の準用規定による表彰の慣行のない市町村長からの推薦があり、その活動状況が功績顕著で、市町村長表彰の受賞に準ずると危機管理部長が認める場合
- ③ 「自主防災組織との関係の深い公的機関」とは、日本赤十字社、社会福祉協議会等とする。

(3) 事業所の部

- ① 「自社の防災対策」とは、社屋の耐震化や施設設備の転倒防止措置、従業員の安否確認体制の整備、防災訓練の実施、事業継続計画（BCP）の策定等をいう。
- ② 「地域防災活動」とは、災害被害の低減や防止策に関する社会貢献活動で、別表に掲げる活動をいう。

(4) 学校の防災活動の部

- ① 「学校」とは、その学校を単位として組織される部活動及びクラブ活動を行う団体を含む。
- ② 「防災教育」とは、災害に対し自らの安全を確保するために行動できるようにすること、災害発生時に進んで他の人々や地域の安全に役立つことができるようにすること、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害の地域的特性や防災体制などについて理解できるようにすること等をいう。
- ③ 「地域と連携した防災活動」とは、学校周辺の自主防災組織等と連携した防災活動（防災訓練の実施、防災マップの作成等）をいう。

(5) 団体の部

活動を的確に遂行する意欲や能力を有し、継続的に行う民間非営利組織等（特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、地縁組織、協同組合等）であって、県内広域にわたる以下の活動を行う団体をいう。

- ① 防災対策の推進のための研究、防災思想普及等に貢献した団体

② 防災活動の推進に積極的に取り組んだ団体

(被表彰候補の推薦)

第3 被表彰候補の推薦については、次のとおりとする。

(1) 自主防災組織の部、自主防災組織役員の部及び災害発生時の功績の部

- ① 各地域局長は、全地域的な視野からみて本表彰にふさわしい顕著な功績があると認められるものがある場合には、候補者を推薦できる。
- ② 危機情報課長は、全県的な視野からみて本表彰にふさわしい顕著な功績があると認められるものがある場合には、候補者を推薦できる。

(2) 個人の部及び団体の部

危機情報課長は、全県的な視野からみて本表彰にふさわしい顕著な功績があると認められるものがある場合には、候補者を推薦できる。

(3) 事業所の部

- ① 要綱にいう「産業関係団体」とは、次の団体をいう。
 - ・ 一般社団法人静岡県商工会議所連合会
 - ・ 静岡県商工会連合会
- ② 危機情報課長は、全県的な視野からみて本表彰にふさわしい顕著な功績があると認められるものがある場合には、候補者を推薦できる。

(4) 学校の防災活動の部

- ① 要綱にいう「教育関係機関」とは、次の機関をいう。
 - ・ 県及び市町教育委員会
 - ・ 公益社団法人静岡県私学教育振興会
- ② 危機情報課長は、全県的な視野からみて本表彰にふさわしい顕著な功績があると認められるものがある場合には、候補者を推薦できる。

(推薦調書等の様式)

第4 推薦書等の様式は次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織の部 様式1により推薦し、必要に応じて様式1－3を添付する。
- (2) 自主防災組織役員の部 様式2により推薦し、必要に応じて様式2－3を添付する。
- (3) 個人の部 様式3により推薦する。
- (4) 事業所の部 様式4により推薦し、様式4－2を添付する。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (5) 学校の防災活動の部 | 様式 5 により推薦し、様式 5－2 を添付する。 |
| (6) 団体の部 | 様式 6 により推薦する。 |
| (7) 災害発生時の功績の部 | 様式 7 により推薦する。 |

(選考委員会)

第 5 選考委員会の組織は次のとおりとする。

- (1) 委員の定数は 5 人とする。
- (2) 委員は、静岡県地域防災活動推進委員会委員から選任するものとする。ただし、やむを得ない事情があるときには、危機情報課長が別に選任した者を委員とすることができる。

(副賞)

第 6 予算の範囲内で副賞を授与する。

附則

- 1 この要領は、平成 20 年 8 月 21 日から施行する。
- 2 「静岡県自主防災活動知事褒賞に関する要綱の運用」は廃止する。
- 3 この要領の規定は、この要領の施行日以後に推薦のあったものについて適用し、施行日前に推薦のあったものについては、「静岡県自主防災活動知事褒賞に関する要綱の運用」の規定を適用する。

附則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 23 年 7 月 4 日から施行する。

附則

この要領は、平成 26 年 7 月 15 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成３０年７月１日から施行する。

(別表)

区分	地 域 貢 献 項 目
人的貢献	従業員災害ボランティア制度の確立
	地域社会への防災教育プログラムの提供
	地域社会と協力して実施した防災教育・啓発等社会的活動
	地域社会と協力して実施した防災活動
	災害時に活動可能な社員・従業員の確保及び環境整備
物的貢献	防災関連のNPO、業界団体への金銭・物資援助
	地域の備蓄食糧・資機材等の保管
その他	自治体その他の公共機関との防災に関する協定の締結
	その他防災・救護活動等独自の取組